## 法規 演習1 (解説)

ウラ模試1

[No.6] 解説 正答—2 【正答率 58%】

- 1. 「法 33 条」に「高さ 20m を超える建築物には、避雷設備を設けなければならない.」とある。また、「令 129 条の 15」に「避雷設備の構造」について載っており、「避雷設備の構造は、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものでなければならない.」とわかる。よって正しい.
- 2. 「法 30 条」に「界壁」について載っており、「共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏または天井裏まで立ち上げ、さらに遮音性能に関する政令基準に適合するもので、大臣構造のもの又は大臣認定を受けたものとしなければならない。」とわかる。ただし、「法 30 条 2 項」「令 22 条の 3 第 2 項」「令 114 条」より、「隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能を有する場合、当該界壁(準耐火構造であるもの)は、小屋裏又は天井裏に達しないものとする事ができる。」とわかる。問題文は「準耐火構造以外のもの」とあるため誤り。
- 3. 「法 61 条から法 66 条」に「防火地域・準防火地域」について載っている(「都計法 8 条五号」より、都市計画に定める地域である). また、「法 22 条から法 24 条」に「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域(通称: 22 条区域)」について載っており、問題文の「建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合」とは、これらの地域、区域であることがわかる. よって正しい.
- 4. 「法 29条」に「地階における住宅等の居室」について載っており、「住宅の居室等で地階に設けるものは、政令基準に適合させなければならない。」とわかる。その具体的な「政令基準」については、「令 22条の 2」にあり、その「一号」にある「イ」、「ロ」、「ハ」のいずれかに該当すればよい。その「イ」に「からぼりその他の空地に面する開口部が設けられていること」という条件があり、これを設けた場合、「ロ」居室内の

湿度を調節する設備は設けなくてもよい. よって正しい.

## [No.8] 解説 正答—1 【正答率 70%】

- 1. 「令 121 条第二号」に「物販店舗(床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるものに限る. 令 124 条 1 項において同じ)」とあり、「令 124 条(避難階段等の幅)」の規定は「床面積の合計が 1,500 ㎡を超える物販店舗」が適用の建築物が対象である事がわかる. 問題文の建物は「地上 4 階建てで各階の床面積が 300 ㎡」とあり、床面積の合計が 1,500 ㎡を超えていないため、この規定の適用は除外される. よって誤り.
- 2. 「令 120 条」に「直通階段の設置」について載っており、問題文中、「共同住宅」で主要構造部が耐火構造 とあるため、表中(二)より、歩行距離は「50m」とわかる。また、問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり、通常、2項の「+10m緩和」を適用できるが、問題文の場合「15階建て」であるため、3項により「+10m緩和」を適用することはできない。したがって、「歩行距離」は 50m以下となる。よって正しい。
- 3. 「令 121条」に「2 直階段の設置条件」について載っており、その「五号」条件をチェックすると「旅館の用途に使用する階で、その階における宿泊室の床面積の合計が 100 ㎡を超える場合」とある。ただし、問題文に、「主要構造部が耐火構造」とあるため「2 項」の「倍緩和」が適用され、「五号」条件は「旅館の用途に使用する階で、その階における宿泊室の床面積の合計が 200 ㎡ (=100 ㎡×2倍)を超える場合」となる。問題文にある建物の宿泊室の床面積の合計は180㎡であり、該当しない。また「六号ロ」条件にも該当しない。よって、2 直階段の設置義務は生じない。よって正しい。
- 4. 「令 123 条 2 項」に「屋外に設ける避難階段の構造」について載っており、その「一号」より、「屋外に設ける避難階段は、その階段に通じる出入口以外の開口部(開口面積が各々1 ㎡以内で、所定の防火設備ではめごろし戸であるものを除く)から 2m 以上の距離をとらなければならない、」とわかる、よって正しい。

## [No.11] 解説 正答—2 【正答率 79%】

- 1. 「令23条」に「階段のけあげと踏面」について載っており、問題文の共同住宅の共用の階段は、ただし書きには該当しないため、その表の「(三)」又は「(四)」のいずれかとなる。「(三)」に該当する場合、踏面24cm以上、「(四)」に該当する場合、踏面21cm以上としなければならない。なお、「令23条2項」に「回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において測るものとする。」とわかる。よって正しい。
- 2. 「令25条3項」、「令26条2項」より、「傾斜路の幅が3mを超える場合には、原則として、中間に手すりを設けなければならない。」とわかる。また、「令25条4項」に「高さ1m以下の階段の部分には適用しない。」とわかる。問題文は、傾斜路の幅が3m以下のため、その中間に手すりを設ける必要がない。よって誤り。
- 3. 「令 23 条 3 項」より、「階段及びその踊場に手すり等が設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が 10cm を限度として、ないものとみなす.」とわかる(通称:手すり等緩和)。よって正しい.
- 4. 「令 27 条」に「特殊の用途に専用する階段」について載っており、「昇降機機械室用の階段には、令 23 条~令 25 条までの規定は適用しない.」とあり、「令 129 条の 9」に「エレベーターの機械室」について載っており、その「五号」より「機械室に通ずる階段のけあげ及び踏面は、それぞれ、23cm 以下及び 15cm 以上……」とわかる。よって正しい.

## [No.23] 解説 正答—3 【正答率 48%】

- 1.「建築基準法 5 条の 6 第 4 項」より、「建築主は、建築士法 3 条から 3 条の 3 までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。また、「士法 3 条」に「一級建築士でなければできない設計・監理条件」が載っており、問題文の「鉄骨造で、延べ面積 375 (=250+125) ㎡」は、その「三号」条件に該当するため、設計及び工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。よって正しい。
- 2. 「士法 9 条」に「免許の取消し」について載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要である(士法 10 条で免許が取消される場合は必要)。よって正しい。
- 3. 「士法 20 条の 3」より、「設備設計―級建築士は、階数が 3 以上で床面積の合計が5,000 ㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第 20 条第 1 項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計―級建築士である旨の表示をしなければならない.」とあり、問題文の規模において、設計については、設備設計―級建築士の関与が義務づけられている.一方、工事監理については、設備設計―級建築士の関与は義務づけられていない。問題文は「設計及び工事監理」とあるため誤り.
- 4. 「士法 26 条」に「監督処分」について載っており、その「2 項」より、「都道府県知事は、事務所の開設者が、所定の条件に該当する場合には、戒告を与え、1 年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる.」とあり、問題文にある「建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計をしたとき」は、その「八号」条件より、「事務所登録を取り消すことができる条件」に該当する.よって正しい.